

最近の取組事例について

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

関東地方整備局における熱中症対策について

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要】

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 地域の実情や現場の状況等に応じて、請負者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑時間・期間中の作業回避

- (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注
 - ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
 - ・発注者による、猛暑期間の外業を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定
- (1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注
 - ・多様な働き方に向けた取組の効果や必要となる費用・取組の調査を目的とし、試行工事の実施【新規】
- (1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
 - ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
 - ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】
- (1-4) 猛暑時間の施工回避(早朝・夜間施工)
 - ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
 - ・早朝・夜間施工に係る警察や地元への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】
- (1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-3とセット)
 - ・受注者が体制を見通せる工事等での試行
- (1-6) 設計段階での精度向上
- (1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工・苦渋作業の軽減・削減

- (2-1) i-Construction 2.0の推進
 - ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速
- (2-2) 苦渋作業の軽減・削減
 - ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
 - ・技術開発の促進(SBIRによる支援にむけた公募実施)【新規】
 - ・技術提案評価型S型を活用した、苦渋作業の軽減・削減に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

- (3-1) 熱中症対策に係る経費
 - ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
 - ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】
- (3-2) 直接工事費
 - ・維持工事等の歩掛がない作業は出面精算
 - ・施工実態に即した歩掛の見直し【新規】

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

- (4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
 - ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等
- (4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】
- (4-3) 好事例の横展開【新規】

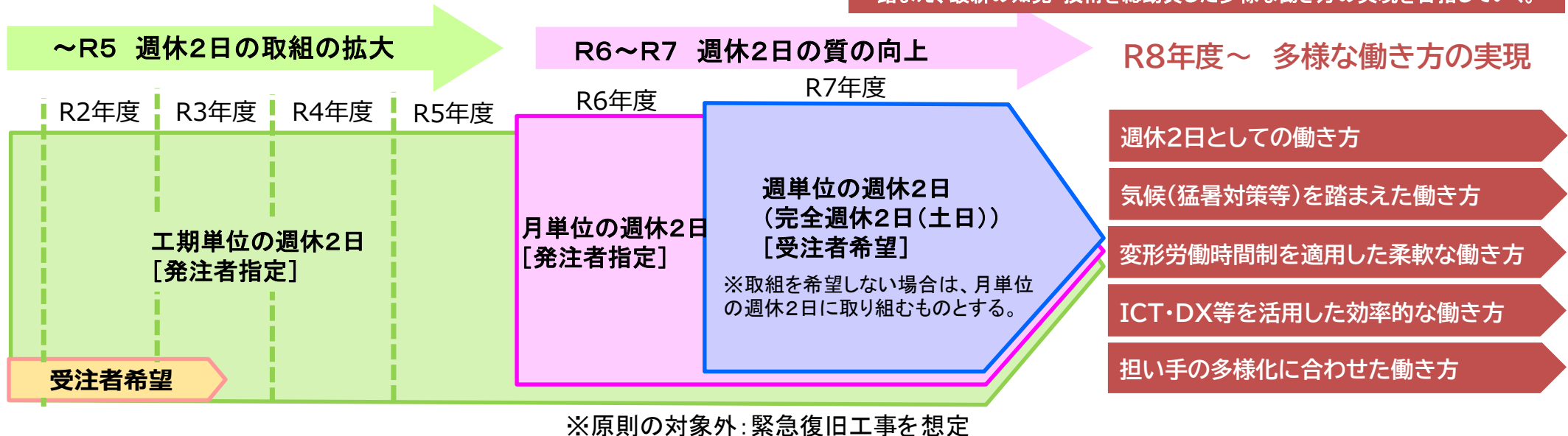
中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制・労働安全衛生規則等の運用改善に向けた議論

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

- ・直轄工事における試行を通じて建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- ・他方、地域の実情や現場の状況等により多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。



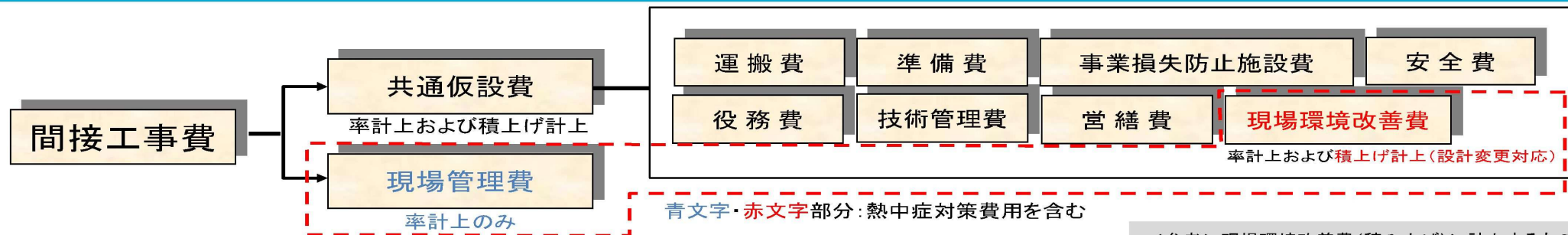
R7年度の週休2日補正係数（現場閉所）

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.03

R8年度は週休2日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

週休2日に係る工事成績評点（現場閉所）

R6年度	R7年度	R8年度
加算: 土日を休日とする週休2日を実施した場合は加算 減算: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減算	加算: なし 減算: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減算	加算・減算なし (週休2日制適用工事の試行完了)



<参考> 現場管理費(率計上)に含むもの

労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等費用、動力・用水光熱費、公共事業労務費調査費用、雑費

<参考> 現場環境改善費(積み上げ)に計上するもの

・熱中症対策・防寒対策に関する費用
・巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが
適当でないと判断されるものの費用

現場管理費における熱中症対策費用(率計上)

【対象費用】

主に**作業員個人**に対する熱中症対策費用

(例: 塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等)

令和元年度～

【計上方法】

現場管理費の率計上(真夏日の日数に応じて補正(※1))

※1: 現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 地域補正係数)

+ 熱中症対策に資する現場管理費の補正)

熱中症対策に資する現場管理費の補正

= 真夏日率 × 1.2 (真夏日補正係数)

真夏日率 = 基準日(※2)から工期末までの真夏日(※3) ÷ 工期(※4)

※2: 受発注者協議により定める(工事着手日を基本とする)

※3: 日最高気温が30度(℃)以上、またはWBGTが日最高25度(℃)以上の日(休工日は含まない)

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、またはWBGTが25度(℃)以上の日とする。

※4: 工事着手日から工事完成日までの期間(休工日も含む)

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上(設計変更対応))

【対象費用】

主に**現場の施設や設備**による避暑熱中症対策(・防寒対策)費用

(例: 遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休憩車の配置等)

令和7年度～(令和8年度～ 拡充)

【計上方法】

対策の妥当性(※5)を確認の上、現場環境改善費の積み上げ計上(※6)

※5: 対策の妥当性とは、定量的な冷却効果の評価ではなく、過度に高価な製品や過剰な数量とならないよう配慮することを指すものであり、見積書にて確認する(請求書や領収書までは求めない)。

※6: **令和8年4月1日以降**に入札書提出期限日が設定されている工事は、**率計上額の100%を上限に設計変更にて積み上げ計上**

令和7年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、**率計上額の50%を上限に設計変更にて積み上げ計上**

令和7年3月31日以前に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上(安全関係 避暑(熱中症予防)・防寒対策を含む)

<留意事項>

積み上げ計上にあたっては、共通仮設費に含まれる安全費や営繕費、現場管理費に計上される現場労働者に係る費用と重複がないことを確認すること。

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。
- 【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

【例示】現場管理費における熱中症対策費用(率計上)

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>

・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



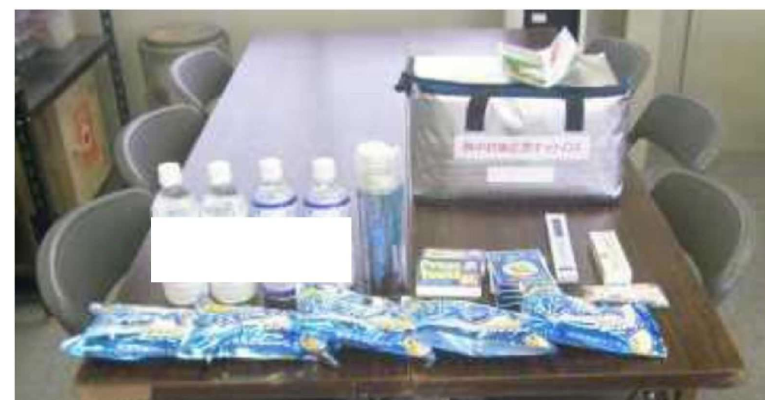
空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



【例示】現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上(設計変更対応))

②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上<令和7年度基準より>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」

・現場環境改善に要する費用として、現場環境改善費（率）の50%を上限に積み上げ計上。（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

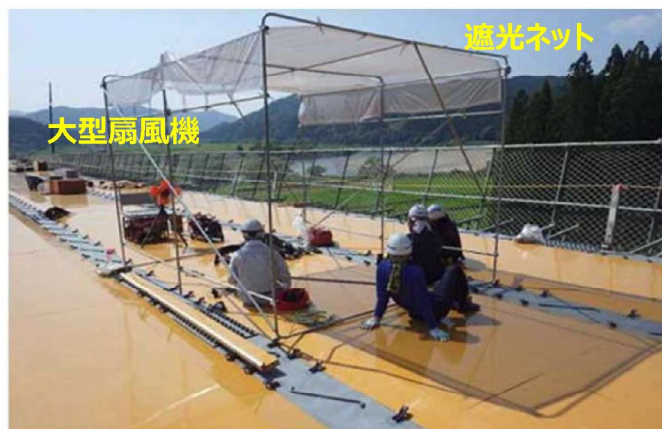
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

※R8基準より100%を上限

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



【宇都宮国道】猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組について

～真夏にバカンスの取れる魅力ある業界を目指して～

- ・建設業は、**猛暑期間での現場**の作業環境などが影響し、**業界の魅力低下**につながり、**働き方改革・担い手確保**について懸念が生じている状況。
- ・これまでも建設業界全体の課題となっていたところ、令和6年12月に開催された、栃木県建設業協会との意見交換時にも、猛暑の現場作業が**若手をリクルートする障害**となっている旨の指摘があり、**官民挙げた猛暑対策**について強い要望を受けた。
(夏にクーラーの無い職場は就職先として敬遠されがち)
- ・宇都宮国道では、手始めとして、熱いアスファルト(敷き均し時は110度以上)を現場で取り扱う、舗装工事において、受発注者間で協議のもと、**猛暑期間(7月、8月)に現場作業を休工**(内業または準備期間)する取り組みを**試行的に実施**。
(舗装工事2工事で試行)
- ・宇都宮国道から**建設業界や社会構造自体を変革させるモデルケース**を目指し、効果や解決すべき課題などを引き続き検証していくとともに、**所内各工事へ横展開**するなど、取り組みを**拡大継続中**。

【試行により明らかになったメリット】

- ・働き方 : 熱中症、夏バテの予防等、作業者の**健康管理・体調管理に寄与**。
- ・働き方 : 猛暑期間が夏休みやお盆期間と重なるため、家族との団らん等、**W. L. B(ワークライフバランス)にも寄与**。
- ・品質等 : 舗装の品質上、施工後、舗装温度が50度以下にならないと交通開放できない基準のため、猛暑期間は気温が高く、温度低下が遅く品質管理が難しいことから、猛暑期間を避けて施工することは、**舗装の品質管理にも寄与**。

＜R5年度、R6年度に補正予算で発注した舗装工事(2工事)の例＞

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全体	★契約								★検査	
A工区	準備等	舗装工事								★支払い
B工区					準備等	舗装工事	片付			

猛暑期間(7月、8月:現場作業休工)

※参考

試行工事では、下記の取り組みも実施

- ①夜間施工を**昼間施工に変更**
- ②**ICT施工を実施**
(3D起工測量、路面切削半自動)



【現場(受注者、作業者)の声】

- ・会社 : 猛暑期間を避けて工事を実施することにより、**社員の健康管理や働き方改革に寄与**。
- ・会社 : **猛暑期間の現場管理が必要ないため、会社の社員旅行を秋から7月に変更**し社員全員で参加出来た。
- ・作業者 : 現場作業員も高齢化しており、猛暑期間を避けることは**心身ともに非常に良い取り組み**。
- ・作業者 : **夏休み取得時期の自由度が広がった**ため(従来はお盆シーズンのみ)、繁忙期を避けた夏休み取得が可能。

これを受けて、宇都宮国道では原則、以下を**特記仕様書に明示**。

「**本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。**」(令和7年11月現在、これまで8工事で試行)

猛暑期間を休工可能とする工事発注

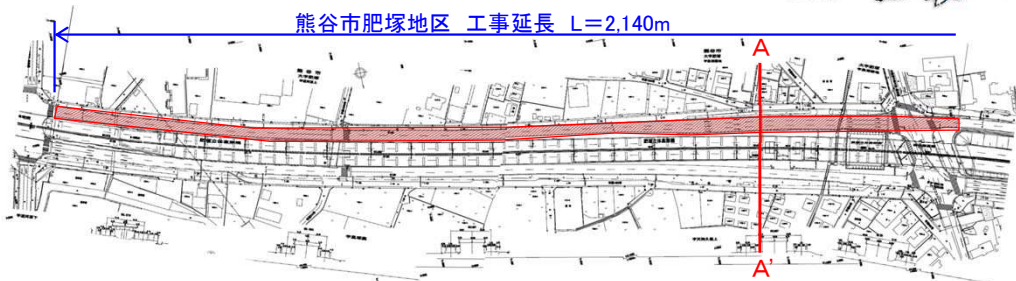
○多様な働き方に向けた取組の効果や必要となる費用・取組の調査を目的とし、4工事(3事務所)を対象に試行を実施中(R8.4現在)

【取組事例】R7熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事(大宮国道事務所)

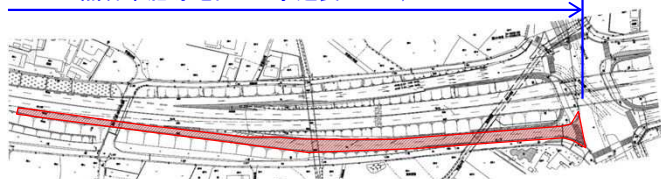
工事概要

工事種別:アスファルト舗装工事A
工事場所:自)埼玉県熊谷市肥塚 至)埼玉県熊谷市代 他1箇所
工 期:約11ヶ月 (R8.4.1~R9.2.24)
工事概要:【熊谷市肥塚地区】切削オーバーレイ工 約8,800m²
【熊谷市東別府地区】切削オーバーレイ工 約3,000m²
工事発注規模:1億4,000万円以上 2億2,200万円未満
入 札:令和7年度第4四半期
入札方式:総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅱ型)

平面図



熊谷市肥塚地区 工事延長 L=2,140m



標準横断面図

A - A'

舗装構成図



特記仕様書(抜粋)

第48条 猛暑期間を休工可能とする工事について(試行)

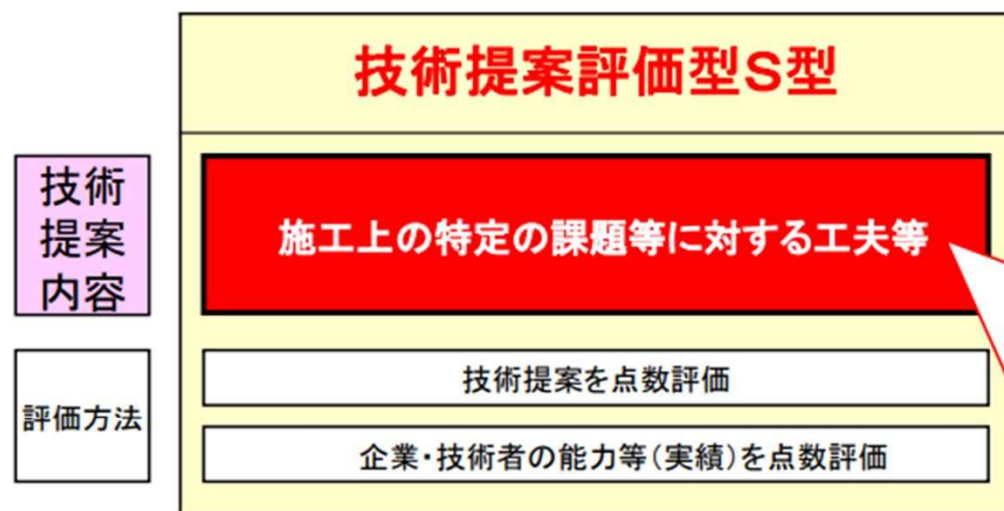
1. 本工事は、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とした際の、取組の効果や必要となる費用の実態を調査する試行工事である。
2. 本工事で見込んでいる準休工期間は以下のとおりとする。
準休工期間: 令和8年7月1日~令和8年8月31日
なお、発注者が示した準休工期間の間で、受注者は休工期間を任意に設定できるものとするが、最低2週間程度の休工は必須とする。ただし、天候や気象状況により、猛暑対策が不要と判断できる場合は、この限りではない。
休工期間を変更する場合は、工事契約後に監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。
3. 休工期間における増加費用は当初計上していないが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、本試行におけるアンケート調査に協力するものとする。アンケート用紙は別途監督職員より送付する。

概略工程表

概略工事工程表															別紙-5
工事名：R7熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事															
工種	単位	数量	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
準備	式	1													・60日間
熊谷市肥塚地区															
舗装工	式	1													・切削オーバーレイ工（1pt） ・区画線工（1pt）
区画線工	式	1													
熊谷市東別府地区															
舗装工	式	1													・切削オーバーレイ工（1pt） ・区画線工（1pt）
区画線工	式	1													
後片付け	式	1													・20日間

令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「**技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進**」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施予定であり、その旨を記載。

■総合評価落札方式のタイプ



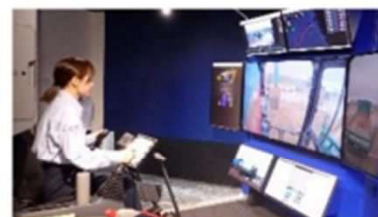
- ・**猛暑対策に関する技術提案テーマを設定、評価**
- ・技術提案は下記により評価
「**具体的な方法・工夫**」
「**効果(時間)等**」(定量的指標)
- ・**分任官工事**等、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事を実施
- ・技術提案内容は精算時の費用計上の対象外
- ・提案時に示した効果が達成できなかった場合は工事成績で減点 ※冷夏等の場合は、その限りではない

■技術提案のイメージ(定量的に評価)

- ・猛暑下での施工の効率化に関する工夫
・それにより短縮する猛暑下での施工時間
- ・猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫
・それにより短縮する猛暑下での施工時間 等

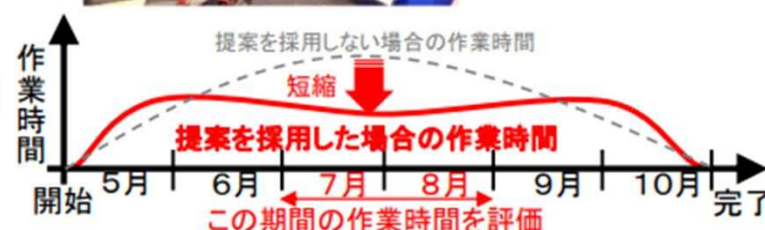
※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない

猛暑下での省人化の工夫イメージ



遠隔化により猛暑下での施工時間を短縮

施工時間短縮イメージ



■総合評価落札方式のタイプ分類

原則、全ての工事において総合評価落札方式を適用するものとし、形式は公共工事の特性に応じて、施工能力を評価する「施工能力評価型」と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」のいずれかを選択する。

	← 施工能力を評価する	→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →
	施工能力評価型	技術提案評価型
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事 施工計画	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案 価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	原則、可・不可の二段階で評価	点数化
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施
段階選抜	実施しない	必要に応じて実施
予定価格	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成
	II 型	S 型
	I 型	SI 型
		A III 型
		A II 型
		AI 型

総合評価落札方式 技術提案評価S I 型の試行

《継続》

○工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。

- ・発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
- ・仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象 工事	施工能力評価型		技術提案評価型				
	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
技術 提案 内容	Ⅱ 型	I 型	S 型	S I 型 (試行)	A Ⅲ 型	A Ⅱ 型	A Ⅰ 型
		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等		
評価 方法		簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価			部分的 変更	複数の 有力案	通常案は満 足できない
		企業・技術者の能力等（実績）を点数評価		技術提案を点数評価			
予定 価格		標準案に基づき作成		新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れられない	技術提案に基づき作成		

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

- ☑総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている
- ☑しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい (※R6.6.25システム部会より)

令和6年6月に成立した改正品確法が改正され、
VFM(Value for Money)の考え方が記載

(基本理念)

第三条

- 12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 (略)

- 二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

 **VFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(S I 型))を提案**

○ 国土交通省直轄の11工事に適用(令和8年3月末)



中東情勢の変化に対する対応

単品スライド

- 適用対象工事：すべての工事
- 条項の趣旨：特定の資材価格の急激な変動に対応する措置

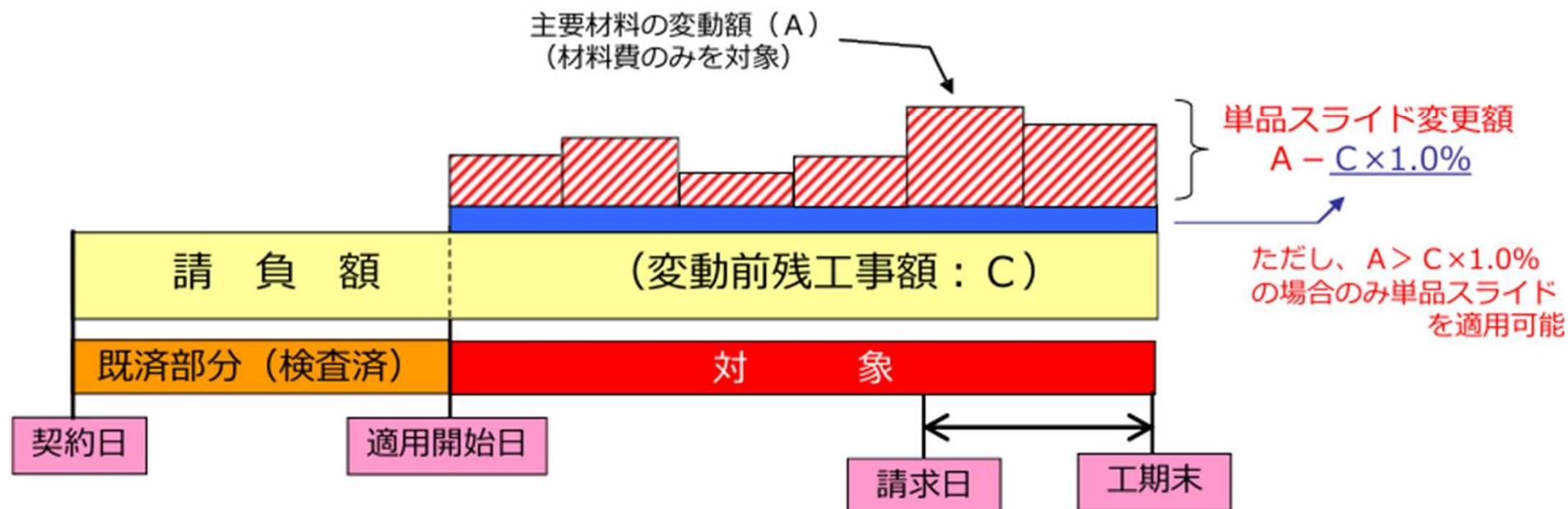
工事請負契約書 第26条第5項(単品スライド条項)

5 別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド（工事請負契約書第26条第5項）

（参考）対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象



単品スライドの運用について

■目的

国土交通省不動産・建設経済局長より、中東情勢の影響でエネルギーコストや原材料費が高騰し、企業の収益悪化が懸念されることから、取引価格を適切に反映した請負代金の設定や実態を踏まえた適切な工期の確保などの措置を講じるよう公共工事発注機関に対して要請。(R8.3.31国土交通省不動産・建設経済局長)

受注者の不安の解消に向けて、スライド条項の適切な運用等について、関東地方整備局では工事発注事務所及び受注者に対し説明会を実施。引き続き、受注者からの協議の申出等があった場合、適切に丁寧な対応を図る。

・4/23(木) 関東地方整備局内職員向けWEB説明会

・4/28(火) 建設業団体へのWEB説明会

【単品スライド運用のポイント】

購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。

なお、説明会で使用した資料は、一部を除き国土交通省ホームページに掲載されているものですので、以下をご参照下さい。

■単品スライド条項の運用に関する説明資料（令和4年12月）

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001577470.pdf>

■工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)（令和4年7月）

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001579320.pdf>

■スライド条項に関するFAQ(単品スライドの運用改定等を含む)

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001577480.pdf>

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



設計変更 (ケース①)

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



設計変更 (ケース②)

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格(運搬費も考慮)で設計変更



設計変更 (ケース③)

設計図書どおりの資材を調達
(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格)
→ 実際の調達価格で設計変更



各種取組等の情報発信の強化

各団体、個社に対するアンケート・ヒアリング調査に加え以下各種取組等について情報発信を強化

中東情勢などを踏まえた法令違反疑義情報などの収集、重点ヒアリングの実施等

従業員の休業等の情報入手時において
労働局との連携、制度周知

各種資材関係協会からの情報発信

国土交通省

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに
建設業法違反はありませんか？

365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております
「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。

まずはチェック！
建設業相談窓口ナビ
<https://trk-graffier.jp/mis-kensetsugou/support.html>

駆け込みホットライン
情報収集フォーム
https://www.mlit.go.jp/form/index.php?kakukomu_hl.html

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は関係者の負担となります。
受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

詳細は裏面をご覧ください

事業主の皆さまへ

別添3

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰に伴い
事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合
従業員の雇用維持のため

雇用調整助成金が活用できます

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰に伴い事業活動を縮小する際、
従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、
従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

対象となる事業所

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 雇用保険適用事業主
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少（註記は裏面Q1.2）
- ③ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、一定規模以上増加していない（註記は裏面Q3）
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

助成内容

	中小企業	大企業
助成率（休業・教育訓練）	2/3	1/2
日額上限額	8,870円 雇用保険基本手当日額上限額（令和7年6月1日現在）	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 各事業所の対象労働者数×100日分	

支給日数が30日を超えた場合、次の特定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

厚生労働省

L1.080527@01

【関係団体】

石油化学工業協会、ウレタンフォーム工業会、フェノール
フォーム協会、キッチン・バス工業会、塩化ビニル管・継手
協会、押出発泡ポリスチレン工業会、硝子繊維協会

ペルシヤ湾情勢に関する石油化学工業協会コメント（続報）

令和8年5月27日

石油化学産業は、製造業の最上流に位置し、原油を精製して作られる石油製品の
一種であるナフサ等を原料とするプラスチック等の石油化学製品を、日用雑貨品、食
品包装材、衣料といった身の回り品や自動車、家電・電子機器等の様々な製品の素
材として供給する産業である。

2月末のホルムズ海峡の実質封鎖以来、当協会の各会員企業においては、国内石
油精製からのナフサ調達に継続、中東以外からのナフサ調達の拡大及び製品在庫の
活用により、石油化学製品の供給継続に全力を尽くしている。

現在のところ、令和8年3月及び4月ともに国内出荷においては、製品毎に差は
見られるが全体として供給は維持できており、ポリエチレンやポリプロピレンといった主
要石油化学製品の在庫についても国内需要の3ヶ月以上の水準を維持している。

また、会員各社による継続的な中東以外の地域からのナフサの代替調達の確保が
進み、従来は2割程度であった中東以外からの輸入ナフサの量は5月には大幅に増
加する見込みとなっている。

政府からもナフサ由来の化学製品の供給は年を越えて継続できる見込とされている
とおり、石油化学製品の供給は、5月以降も平年並みの供給が見込まれており、引き
続き需要を満たすべく安定供給を維持していく。

当協会としては、引き続き、国及び会員企業と密接に連携しつつ関連情報収集や
必要な措置の徹底など安定供給に必要な対応を行っていくこととしている。

最後に、当協会としては、事態が一刻も早く収束し、ペルシヤ湾地域における船舶
の安全航行が回復することを強く求めるものである。

【本件に関するお問合せ】

石油化学工業協会
志村、武井 TEL 03-3297-2019

建設・住宅分野に関
する相談窓口を設置
(国交省ワンストップポ
ータルサイト内)

燃料油や石油製品
等の供給に関する
相談窓口

分野	担当部署名	メールアドレス ※★を@に変更の上、ご利用ください
建設 (工事契約、建設資材の需給・価格関係)	国土交通本省 不動産・建設経済局建設業課	hqt-kensetsugyouka★ki.mlit.go.jp
住宅 (新築・リフォーム等)	国土交通本省住宅局住宅生産課	hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp
	関東地方整備局建政部 住宅整備課	ktr-jyutakugijyutsu★nyb.mlit.go.jp

直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	● <u>賃金支払いの実態の把握、必要な施策</u> ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善	● <u>標準労務費の確保と行き渡り</u> ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用（変更契約）	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】	● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進	● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】⁶⁵	

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

[illegible]

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)

(直接工事費のうち、労務費 **算出不能** 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 **** 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 ****円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 **** 円)

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。

○ すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、
また、一部のみ計上できない場合はその旨
記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。